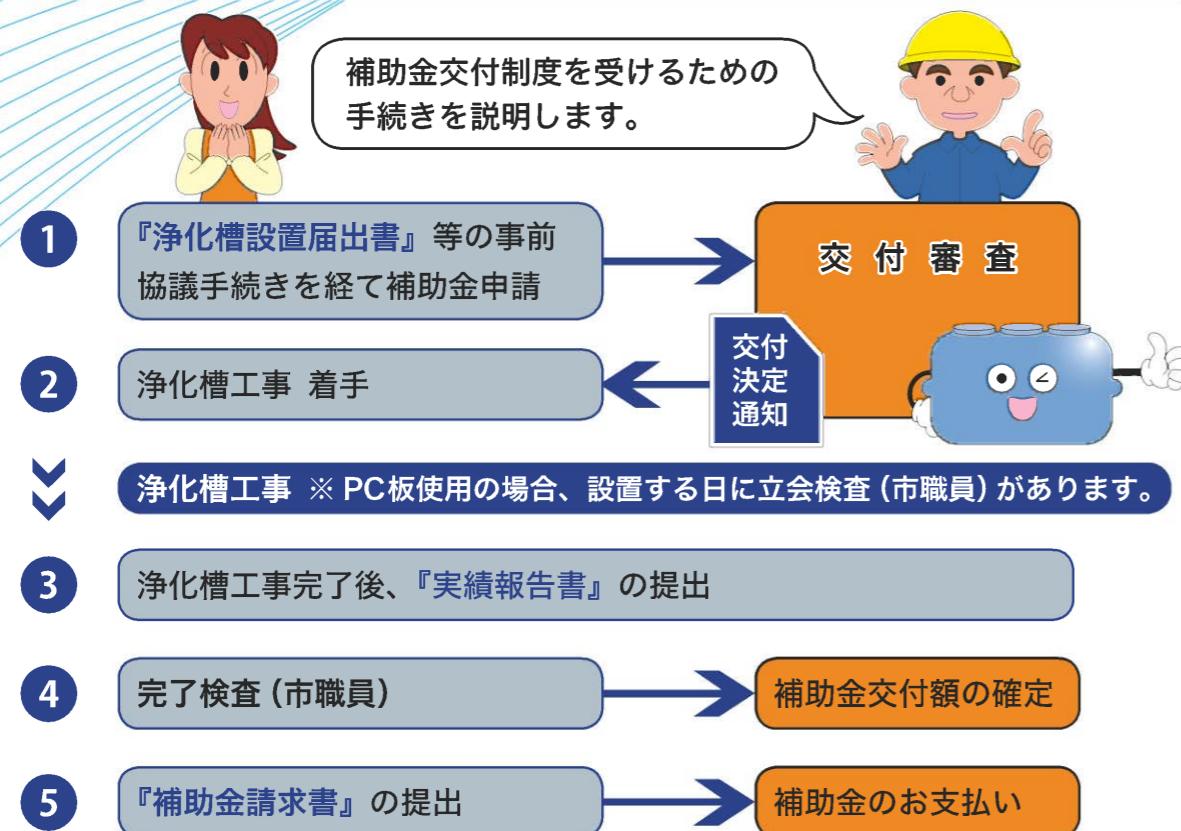


## 補助金申請手続きの流れ



## 注意事項

- 補助金の交付は先着順です。予算額に達した時点で補助金申請の受付を打ち切ります。  
また、申請を受けた場合でも、審査の結果により交付されない場合があります。
- 本制度の補助対象者は、将来下水道等の供用が開始された場合、関係法令の定めに基づき排水施設を設置し当該下水道に接続しなければならないことが責務とされています。
- 浄化槽工事の完了後、市職員による現地立会い完了検査を行います。  
完了検査ができない場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。
- 市内に住民登録がある方、又は浄化槽設置後速やかに住民登録ができる方。
- 専ら住居として使用する建物、又は延べ床面積の2分の1以上を居住に使用する建物等。
- 建築基準法、浄化槽法その他の規定に基づく浄化槽の設置確認等を得ていること。
- 地方税法第5条第2項及び第6項に定める地方税を完納していること。
- すでに浄化槽工事に着手されている場合は、申請できません。

## お問合せ

伊予市役所 都市住宅課 浄化槽担当

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820

TEL 089-982-1111 (内 2207)

FAX 089-982-1708

# きれいな水を自然に返しましょう!

伊予市

## 浄化槽設置整備事業 補助金制度

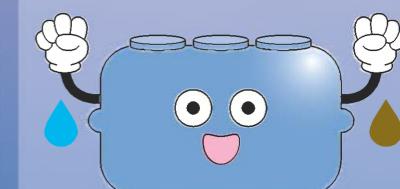


個人設置型

補助金制度のご案内

あなたにも今すぐできる  
生活排水対策

「合併処理浄化槽」で、  
生活雑排水をキレイに!



# ひと・まち・自然が出会う郷

快適なまちづくりは、きれいな水から

伊予市浄化槽設置整備事業 補助金制度を利用して、ご家庭からの排水を見直してみましょう。

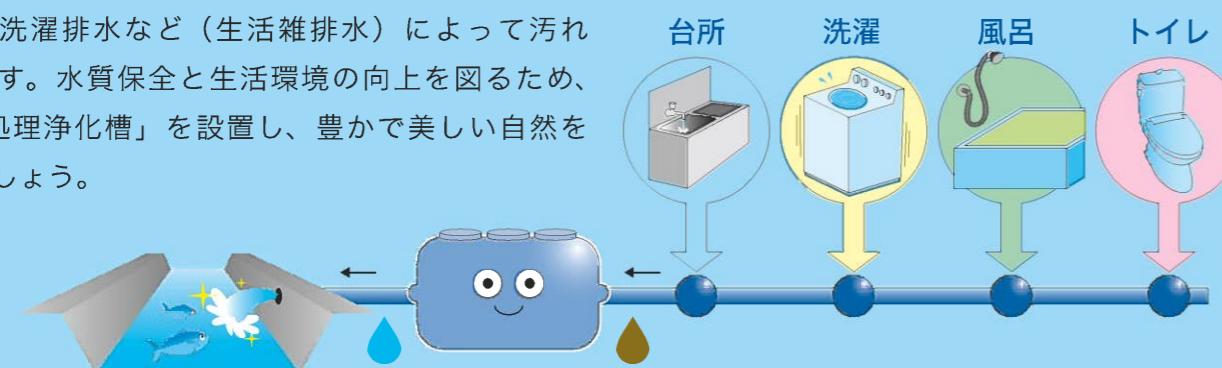
川の汚れの大半は生活雑排水が原因です。特に台所から出る汚れが一番多く、その他に風呂、洗濯、洗面、トイレの排水などです。子どもたちのために「伊予市の自然をのこす」、そんなまちづくりを目指しています。お気軽にご相談ください。



## ● 浄化槽のしくみ

生活雑排水が身近な川や海を汚しています。

現在、全国の河川や湖沼や海は、家庭から排出される台所や洗濯排水など（生活雑排水）によって汚れています。水質保全と生活環境の向上を図るために、「合併処理浄化槽」を設置し、豊かで美しい自然を守りましょう。



### 「合併処理浄化槽」とは？

生活雑排水（炊事や洗濯など）とし尿をあわせて処理できる浄化槽です。

### 水洗トイレでより快適に！

水洗トイレの設置が可能となり、お子様からご年配の方まで安心・快適な生活環境を実現できます。（トイレ改造費等は別負担です。）

## ● 浄化槽の管理(浄化槽管理者の義務)・法定三業務

正しい維持管理で、川や海など水環境を守りましょう。

一般的な合併浄化槽（5人槽）の場合



## ■ 対象の区分

対象の区分	
新築等	転換
新築に伴う浄化槽設置	増築・改築で同じ大きさの浄化槽に設置替 <sup>(*)2</sup>
既存建物を取壊した後、新築に伴い浄化槽を設置	単独処理浄化槽から浄化槽へ設置替 <sup>(*)2, (*)3</sup>
増築・改築で大きな浄化槽に設置替 <sup>(*)1</sup>	汲取り便槽から浄化槽へ設置替

\*1：既存建物を取壊した後、新築・浄化槽設置する場合を含みます。

\*2：単独処理浄化槽からの設置替です。

\*3：既存建物の増築・改築を行わない場合です。

## ■ 補助金の額

浄化槽の大きさ	補助金の額	
	新築等	転換
5人槽	199,000円	444,000円
7人槽	248,000円	486,000円
10人槽	328,000円	576,000円

対象区分と浄化槽の大きさ（浄化槽の処理対象人員）によって、補助金額が異なります。

## ● 補助金対象の条件

### ■ 対象の区域

- 下水道等（公共下水道、農業集落排水施設）の整備計画のない区域
- 下水道等の整備計画区域内で事業計画区域を除いた区域

### ■ 対象の浄化槽

- 全国浄化槽推進市町村協議会の高度処理型の登録を受けた浄化槽

詳しくは、都市住宅課窓口にてご確認ください。

詳しくは、都市住宅課窓口にてご確認ください。